

国勢調査の変更に関する審査メモで 示された確認事項等に対する回答等

	頁
1 計画の変更に係る事項	
(1) 報告を求める事項の追加・削除	—
ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加	1
イ 「テ 住宅の床面積」の削除	7
(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等	—
ア 調査組織の変更（集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託）	9
イ 調査方法の変更	—
(ア) オンライン調査の全国展開	13
(イ) 任意封入方式の導入	該当なし
(ウ) 郵送回収方式の市町村長による採否	19
(エ) 調査員による他計報告調査の併用	25
ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策等	26
(3) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更	30
(4) その他	—
・ 東日本大震災に伴う計画の一部変更	49
・ その他	該当なし
2 特記事項に係る事項	—
(1) 統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況	50
(2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)における指摘事項についての対応状況	

(1) 報告を求める事項の追加・削除

- ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

調査事項及び調査結果の集計方法や内容の有効性についての検討はどのようになされ、その検討結果はどのようなものか。震災による人口移動と震災以外の理由による人口移動とをどのように区別するのか、複数回の転居を行っている世帯の転居の状況の把握方法等

1 調査事項について

- (1)平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波や原子力発電所事故(以下、「東日本大震災」という。)の影響により、その地域に住んでいた人が避難等で移動するなど、平成 22 年調査から人口の移動状況が大きく変化している。その状況を把握することにより、被害状況の把握・影響の推計や、その後の復興計画の策定などへの利用を期待している。
- (2)「現在の住居における居住期間」は、地域の移動状況を測る上で重要な統計であり、人口移動の傾向予測や、当該地域における計画の方向性を定めるための基礎資料としての活用が考えられる。また、「5年前の住居の所在地」は、人口移動傾向を詳細に把握するために不可欠な統計である。とりわけ、東日本大震災の被災地に居住していた人々の震災後の居住地を把握することは、より正確な地域別将来人口推計を行う上で極めて重要であると考えられる。
- (3)平成 27 年国勢調査の企画に関する事項、調査環境、調査の広報など、国勢調査に関する様々な課題について、有識者や関係者と検討を進めるため、「平成 27 年国勢調査有識者会議」を開催している。また、有識者会議の下に企画・環境・広報のワーキンググループを設置して、各課題に機動的な検討を行ってきた。

2 集計関係について

- (1)東日本大震災は、平成 27 年国勢調査調査日の約 4 年 7 か月前に発生した。(東日本大震災：平成 23 年 3 月 11 日、平成 27 年国勢調査：平成 27 年 10 月 1 日)
平成 27 年調査の人口移動集計では、震災の影響による移動を直接把握できないものの、「現在の住居における居住期間」が「1 年未満」及び「1 ~ 5 年未満」の者に限定して集計することで、震災により移動した者や 3 か月以上別地域に避難した後、震災前に住んでいた自宅に戻ってきた者の数をより正確に把握できると考えている。
- (2)また、「現在の住居における居住期間」の選択肢が平成 22 年調査と同じであることから、22 年調査結果でも同様の集計を行うことができ、例えば長年同じ所に住んでいた者が震災の影響により移動せざるを得なかった状況、つまり居住期間が長い者の減少、居住期間が短い者の増加など居住期間の時系列変化の把握が期待できる。さらに、これまでの大規模調査年に実施してきた調査事項を踏襲する

ことで、これまでの結果と比較することによって、集計結果の変化として、震災の影響をとらえることが可能となるほか、被災地域のみならず、全国における世帯の移動状況も提供できる。

(1)東日本大震災の影響を把握するための結果表(表章変更)

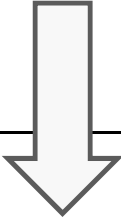
別紙

平成22年

第7表 5年前の常住市区町村, 現住市区町村, 男女別人口—都道府県

5年前の常住市区町村	〇〇県	現 住 市 区 町 村	
		(市 区 町 村)	
総数 ○ ○ …… (市区町村) …… ○ ○ …… 他 ○ ○ …… 国 外 男 (※と同じ) 女 (※と同じ) (再掲) 5歳以上人口 (※※と同じ)	※	※※	(注) 人口50万以上の市区は集計しない。 ○ 総数, 男, 女 ○ 総数1), (再掲) 5歳以上人口 1) 5歳未満については, 出生後にふだん住んでいた場所による。 2) 5年前の常住市区町村「不詳」を含む。

結果表の作成単位が常住地ベースの都道府県単位であるため、被災地からの移動状況を把握するには、47都道府県の結果表を統合する必要がある。



平成27年(案)

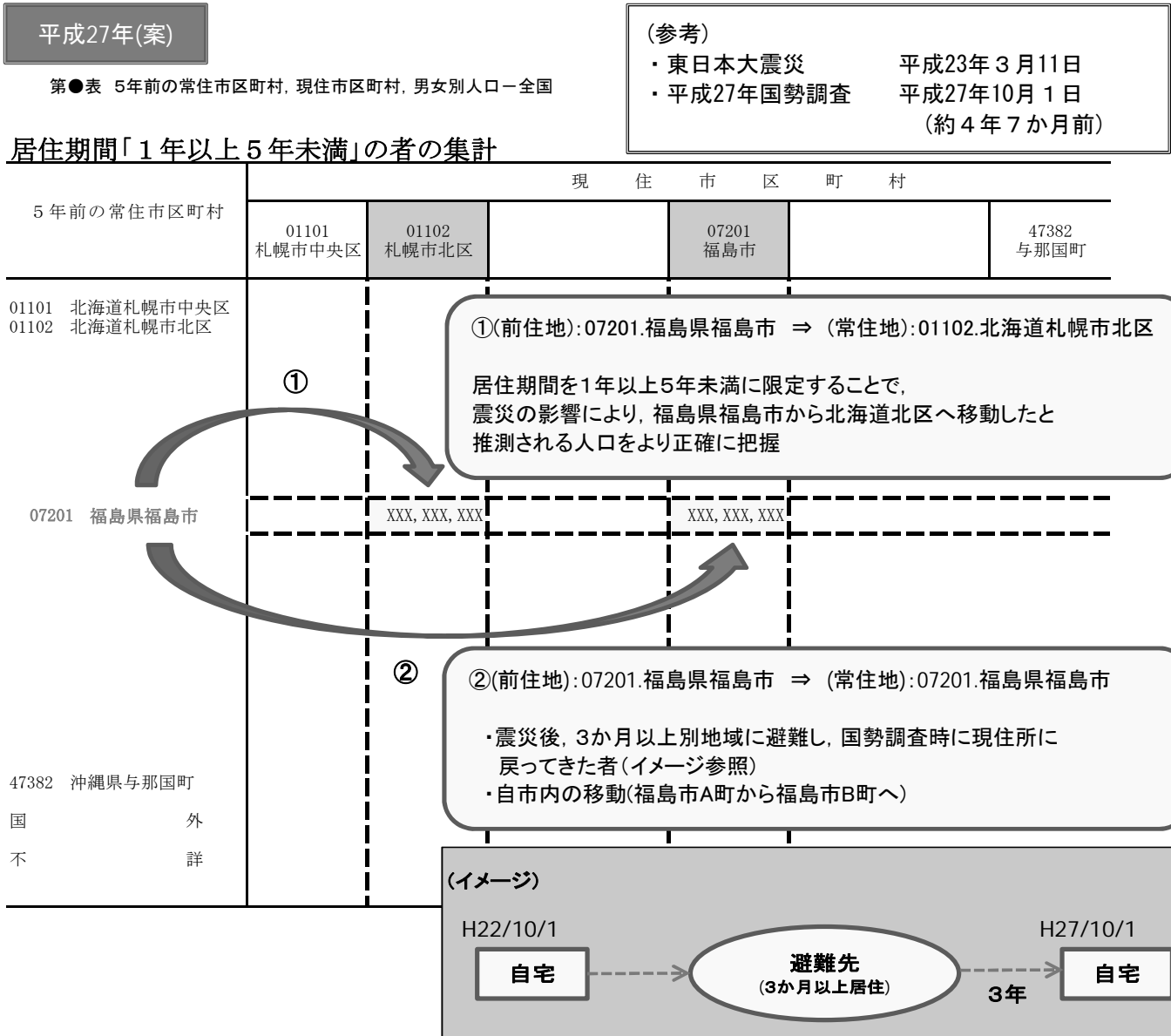
第●表 5年前の常住市区町村, 現住市区町村, 男女別人口—市区町村

5年前の常住市区町村	現 住 市 区 町 村			
	01101 札幌市中央区	01102 札幌市北区	47382 与那国町	
総数 総数 総数 01101 北海道札幌市中央区 01102 北海道札幌市北区 …… (市区町村) …… 47382 沖縄県与那国町 国 外 不 詳 男 (※と同じ) 女 (※と同じ) 居住期間が1年未満 (※※と同じ) 居住期間が1年～5年未満 (※※と同じ) 5歳以上人口 (※※※と同じ)	※	※※	※※※	○ 総数1), 5歳以上人口 ○ 総数1), 居住期間が1年未満, 居住期間が1年～5年未満 ○ 総数, 男, 女 1) 5歳未満については, 出生後にふだん住んでいた場所による。

(参考)
 ・東日本大震災 平成23年3月11日
 ・平成27年国勢調査 平成27年10月1日

・結果表の作成単位を全国とし、全市区町村のクロス表とすることで、被災地からの移動状況を1つの結果表に集約でき、かつ5年前の常住市区町村別に把握することが可能。
 ・現住居の居住期間が5年未満の者について、居住期間別に集計。これにより東日本大震災の影響により移動したと推測される人口をより正確に把握。

(1) 東日本大震災の影響を把握するための結果表(表章変更)の活用例



(2)東日本大震災の影響を把握するための結果表(居住期間×5年前常住地区分)

平成27年(案)

第●表 居住期間, 5年前の常住地区分, 男女別人口—全国, 都道府県, 市区町村

地 域	総数	出生時から	総数										男 (同左)	女 (同左)	
			1年未満					1～5年未満		5～10年未満	10～20年未満	20年以上			不詳
			総数	現在と同じ場所	同じ区・市町村内の他の場所	他の区・市町村	外国	不詳	(同左)						
総数															
00000 全国															
01000 北海道															
01100 札幌市															
01101 中央区															
01102 北区															
⋮ (市区町村) ⋮															
47382 沖縄県与那国町															
(再掲) 5歳以上人口 (※と同じ)															

○ 総数1), 5歳以上人口
1) 5歳未満については, 出生後にふだん住んでいた場所による。

※

- ・現住居の市区町村別に「居住期間」と「5年前の常住地区分(前住地)」との関係を把握する結果表を新規に作成する。
- ・5年以内に移動した者のうち, 同一市区町村内で移動した者について、(1)の結果表では把握できない詳細な移動が集計できる。

(2) 東日本大震災の影響を把握するための結果表(居住期間×5年前常住地区分)の活用例

平成27年(案)

第●表 居住期間, 5年前の常住地, 男女別人口—全国, 都道府県, 市区町村

地 域	総数	出生時から	総数										男 (同左)	女 (同左)
			1～5年未満 (同右)	1～5年未満					5～10年未満	10～20年未満	20年以上	不詳		
			総数	現在と同じ場所	同じ区・市町村内の他の場所	他の区・市町村	外国	不詳						
00000 全国														
01000 北海道														
01100 札幌市														
01101 中央区														
01102 北区														
07201 福島県福島市				XXX	XXX									
47382 沖縄県与那国町														

居住期間と5年前常住地区分をクロスすることにより、「現住所」と「自市区町村内の移動」の把握が可能となる。

○現在と同じ場所
一時的に別地域に避難し、国勢調査時に「現在と同じ場所」(現住所)に戻ってきた人

○同じ区・市町村内の他の場所
震災の影響により自市区町村内の別地域(A町からB町へ)に移動した

(1) 報告を求める事項の追加・削除

イ 「テ 住宅の床面積」の削除に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

本調査事項について、大規模調査及び簡易調査双方において把握する調査事項(5年周期)から、大規模調査でのみ把握する調査事項(10年周期)に変更した場合、統計利用者の結果利用の観点から支障は生じないか。

1990年世界人口・住宅センサスの一環として、平成2年調査から「住宅の床面積」を国勢調査の調査事項として調査を実施してきたところであるが、各府省及び地方公共団体においても、利用ニーズが低下しているところである。

表 各府省、地方公共団体における国勢調査の結果利用状況(住宅の床面積)

実施年	各府省	地方公共団体
平成12年	4.7%	10.1%
平成17年	7.1%	8.3%
平成22年(注)	4.8%	4.7%

注：平成22年調査において、世帯による坪、 m^2 を記入する仕組みから、 m^2 の範囲を設定し、該当箇所のマークを塗りつぶす、選択制に変更。

一方、最大のユーザーである住宅・土地統計調査の標本設計段階において、この「住宅の床面積」の結果を平成10年まで使用していたが、標本設計を平成15年から変更したことにより、国勢調査で把握した「住宅の床面積」の結果を利用していない。

また、標本調査の大規模調査として実施している住宅・土地統計調査の結果を踏まえれば、対応が可能と考えている。(別紙参考)

しかしながら、少なからず利用者のニーズもあることから、今回の簡易調査年では取りやめることとし、次回の大規模調査の企画検討段階において利用者のニーズ等も踏まえ、調査事項としてとらえるかの可否を検討する。

住宅・土地統計調査における結果集計について

住宅・土地統計調査は、昭和 23 年から 5 年ごとに実施している基幹統計調査で、我が国の住宅とそこに居住している世帯に関する実態等を調査・把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにする統計調査である。調査は、全国の約 350 万住戸（約 15 分の 1）を対象としており、世帯調査においては、国勢調査に次いで大規模な統計調査となっている。

調査の結果は、全国、都道府県別の結果のみならず、市区及び人口 1 万 5 千人以上の町村についても作成・提供している。市区町村別結果の提供範囲を人口ベースで考えると、全国の約 97 パーセントをカバーしていることになり、住宅・土地統計調査は、住宅事項に関する国勢調査とも考えられる。

また、住宅・土地統計調査では、住宅事項のみならず、世帯事項についても調査しており、「家族類型」、「世帯類型」など、国勢調査と同様の集計区分で結果を作成している。これらの世帯事項と床面積とのクロス結果表も作成・提供している。

なお、両調査における床面積に関する全国ベースの結果表数は、以下のとおり。

- ・国調（平成 22 年）：16 表
- ・住宅（平成 20 年）：17 表

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

ア 調査組織の変更に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

市町村が調査実施上の指導を行う場合、調査員に対しては、直接実施し得るものである一方委託契約により住宅等の管理人等に調査員業務を行ってもらう場合、当該管理会社等を通じ管理人等に対し指示を伝えることとなる。

この点に関して試験調査において、調査実施上の問題等は生じなかったのか。

1 平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査の結果

(1) マンション管理会社との委託契約による調査の実施状況

- ア 実施した調査区
東京都中央区内のマンションのみで構成する調査区（2 調査区）
- イ 実施した調査区（マンション）の状況
分譲マンション（オートロックではない）であるが、賃貸で貸している住居もある。
子供や高齢者に関係なく、住民から管理人に挨拶してくれる人が多い。
- ウ 調査の状況
マンション内の 4 カ所（掲示板、エレベーターの中など）に、掲示用ポスターなどを早めに掲示したため、世帯を訪問したときに調査のことを認識している世帯が多かった（事前掲示の効果は高かった）。
全体的には協力的であったが、昼間留守の世帯が多く、朝や夜に訪問しないと回収率は上がらない状況であった。
実際に会って調査票を渡せたのは半分くらいで、残りは留守のため連絡メモを活用しながら、配布した。
インターネット回答の期限を忘れてしまい、紙で提出した世帯があった。
調査員に提出された調査票は 1 件を除いて全て封入されていた。
世帯からの質問は少なかったが、住宅の床面積がわからないので確認にきた人（管理人室に置いてある販売図で対応）や高齢者で質問しながら一緒に記入した人がいた。
- エ 調査を担当した管理人の感想
思ったよりも手間がかかったが、困ったことはなかった。
管理人が調査員として調査を行ったため、協力的な人が多かったが、外部の人が調査員を行った場合は拒否反応を示す世帯があるのではないかと。
事務の繁雑さや訪問回数などを考えると、日常の勤務時間内では事務をさばけない。
部屋番号で管理しているので、世帯番号に応じて配布するのがピンとこなかった。
- オ 管理会社の感想
月曜から金曜の 9 時から 17 時以外は残業となるので、残業代は会社が払うが、はじめは残業時間が多かったため、赤字になるのではないかと不安だった（結果的には委託額の金額内で収まった）。
今回は協力的であったが、例えば、オーナーが全国各地に散らばっている投資用のマンション（全て賃貸として利用）で、住民が全く協力的でないマンションもある。
- カ 地方公共団体の意見
調査業務を行った管理人から円滑に調査ができたという話があり、管理人に調査をしてもらうのは有効ではないか。
マンション管理会社への委託については、平成 26 年度からマンション管理会社等との調整が必要。国、都道府県が事前に調整を行い、区市町村の委託業務を支援することが必要。

(2) 管理会社等の管理人等に対する調査実施上の指示伝達の状況

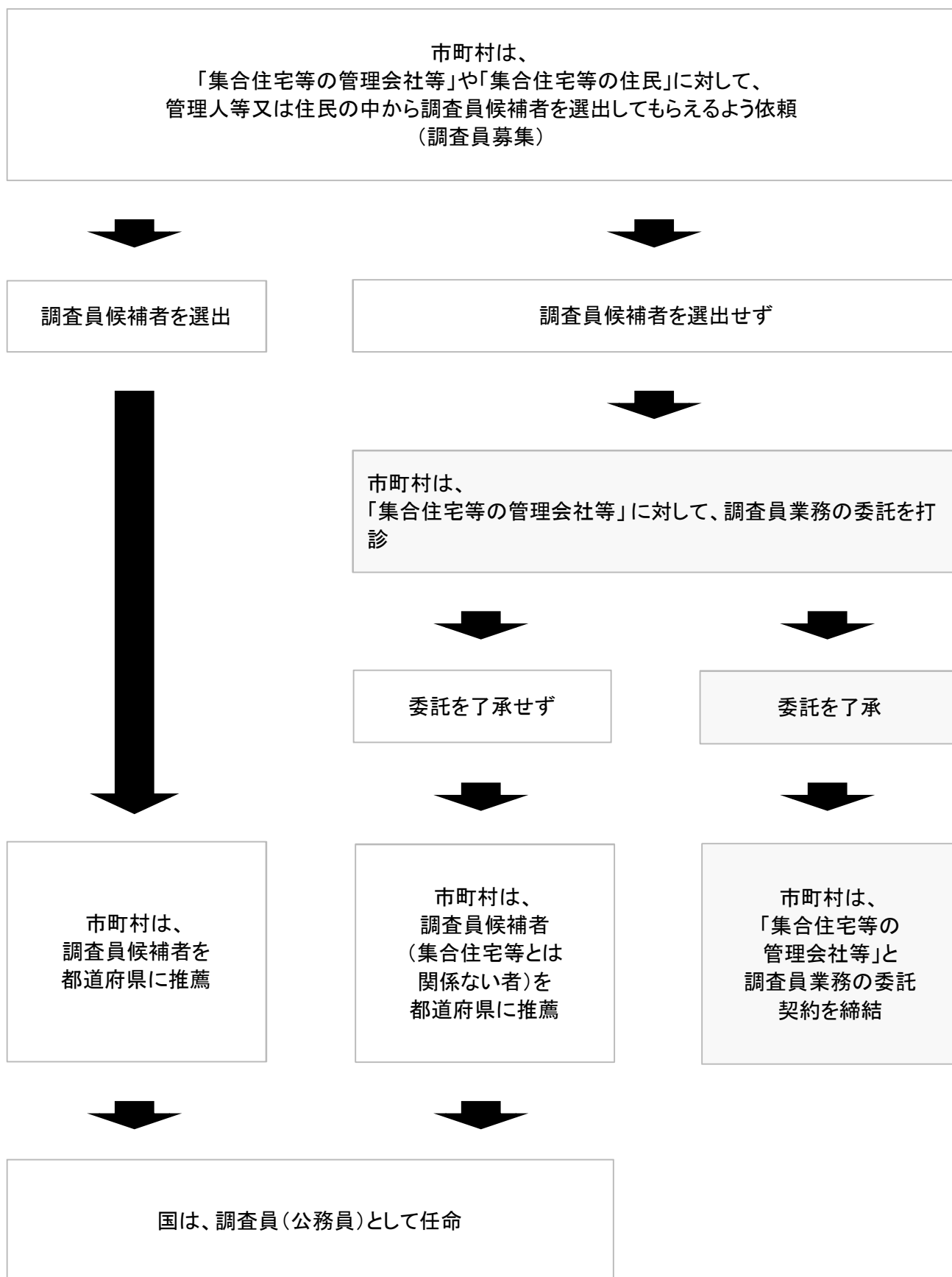
実査を担った東京都中央区からは、契約の段階等から管理会社等に対し事前に調査員業務について説明を密に行っていたため、特段の不具合が発生したとの報告は受けていない。

また、調査実施上の指示伝達の主な局面としては、調査員事務打合せ会の場があるが、地方公共団体と管理会社等が委託契約の説明の段階から調査の重要性等について話しあってきたため、指示伝達に支障はなかった。

さらに、試験調査においては個別に特段の指示を出す必要は生じなかったことから不具合は発生していない。

調査員事務を委託できる範囲がオートロックマンションや社会福祉施設といった調査対象を特定していることから、その調査対象の状況が把握できている管理会社との委託契約では、不具合等は発生しづらいと考えられるが、地方公共団体における委託契約の説明や会計上の調整などは、負担があるものと考えられる。

調査員業務の委託契約の締結までの流れ等について



「調査員」と「調査員業務の委託契約を締結した集合住宅等の管理会社等」
との業務等の相違点

統計調査において調査員が行う、調査対象への調査票の配布、回収及びその検査等のいわゆる調査員業務の実施に当たり、個人を調査員として任命するか、集合住宅等の管理会社等に対し業務請負として委託契約により行うかによる業務等の差異は、報酬を調査員に直接支払いするか、管理会社等に支払うかの違いによるものであり、基本的には調査員が実施している事務を管理会社等が請負として実施することにある以外、差違は無い。

相違点

（下線の部分は相違点）

調査員	調査員業務の委託契約を締結した 集合住宅等の管理会社等
市町村は、 <u>調査員候補者を都道府県に推薦</u> 国は、 <u>調査員（公務員）として任命</u>	市町村は、 <u>集合住宅等の管理会社等と調査員業務の委託契約を締結</u>
市町村は、 <u>調査員に調査員報酬を交付</u>	市町村は、 <u>集合住宅等の管理会社等に調査員業務の報酬を支払う</u>

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

イ 調査方法の変更

(ア) オンライン調査の全国展開に係る審査メモで示された確認事項に対する回答①

① オンライン先行方式は、オンライン並行方式と比べ調査員、地方公共団体の作業等が、複雑なものとなるが、これらの作業差異を含めたオンライン調査の全国展開に係る詳細な検討結果。

平成 27 年国勢調査の実施に当たっては、平成 22 年国勢調査において東京都のみで試行的に実施したオンライン調査を全国で導入することを予定しており、導入に係る主な検討状況は以下のとおり。

1 平成 22 年国勢調査の実施状況

個人情報保護意識の高まりや昼間不在世帯等の増加による本調査を取り巻く環境の変化に伴い、平成 22 年調査では東京都で試行的にオンラインによる回答も可能としたところである。

平成 22 年当時、オンライン調査は、世帯を対象とする一部の統計調査においても導入されていたが、これらのオンラインによる回答率は、いずれも 3%～5%程度にとどまっていたが、平成 22 年調査では 8.3%と一定の成果を挙げることができた。

(参考) 平成 22 年国勢調査時におけるオンラインによる回答方法を導入していた世帯を対象とした統計調査のオンラインによる回答率

平成 19 年就業構造基本調査及び平成 20 年住宅・土地統計調査（一部の地域）の結果において、3～5%の回答を得たところ。

表 平成 22 年国勢調査における世帯の回答方法 (単位：%)

区分	調査員	郵送	オンライン	持参	その他	合計
全 国	32.3	57.4	1.0	0.5	8.8	100.0

注 1：調査員欄は、郵送、オンライン、持参及びその他以外の方法による提出割合。

注 2：郵送欄は、郵便事業(株)からの請求金額に基づき算出。

注 3：オオンライン欄は、国勢調査オンライン調査システムを通じて得られた回答受付件数に基づき算出した値。なおオンラインは東京都のみで実施したものであり、東京都における割合は 8.3%である。

しかし、平成 22 年調査では、初めてオンラインによる提出方法^(注)を導入したことなどから、実査を担う東京都内市区町村で、世帯からの提出状況の確認及び審査事務が錯綜し、市区町村で混乱が見られた。

(注) オンラインによる回答期間と紙の調査票による回答期間を同時とする方式

平成 22 年調査においては、世帯ごとの ID・パスワード情報には、世帯番号の情報を含まれておらず、世帯がオンラインで回答したにも関わらず、調査票（紙）でも回答したような重複回答の場合について、どの世帯から回答があったのか簡単に特定できない迷子の調査票が市区町村単位で多く見られた。

また、その処理を行うため、独立行政法人統計センターの審査事務でも特定する事務が発生した。

2 平成 27 年国勢調査に向けた主な検討

本調査により作成される国勢統計は、高い精度を確保することが不可欠であり、そのためには、世帯が漏れなく正確に調査票に記入し、それを確実に提出することができるような仕組みが必要である。

平成 22 年調査において東京都で試行的に導入したオンラインによる回答方式については、平成 27 年調査でも世帯の回答の選択肢を増やすことにより利便性を高めると共に、オンライン調査システムに実装される入力内容のチェック機能により記入状況の改善を図るなど^(注)のため、全国において本格的に導入することが必要ではないかと検討を行った。

(注) オンライン回答方式は以下のような利点が考えられる。

- ① 報告者の回答内容にエラーがある場合には回答が完了しないために、最終的な回答内容に不詳（未記入等）が発生しづらいこと。
- ② 調査員・郵送回収の場合に必要な封筒開封作業及び内容審査業務の軽減が見込まれること。
- ③ 若年層を中心とした調査票回収策として期待されること。

オンライン回答方式の導入に当たっては、オンライン回答率の高い諸外国の調査方法や、これまで数次に渡る試験調査の実施状況を踏まえ、『オンライン先行方式』（オンラインによる回答期間を紙の調査票による回答期間よりも前の段階に設定する方式）によって調査を実施することが有効であるとの結論を得たところ。

これらの検討の詳細は以下のとおり。

(1) オンライン先行方式の採用

平成 27 年国勢調査第 1 次試験調査（調査期日：平成 24 年 7 月 12 日（木）。以下「1 次調査」という。）では、海外におけるオンライン調査の例を参考に、次の方式による回答率の検証等を行った。

表 諸外国におけるオンライン調査の例

国名	韓国	カナダ	イギリス
世帯数	約 1760 万	約 1330 万	約 2300 万
オンライン回答世帯数	約 840 万	約 720 万	約 370 万
オンラインによる回答割合	約 48%	約 54%	約 16%
調査方法等	先行方式	先行方式	並行方式

- ① オンラインによる回答期間を、紙の調査票による回答期間よりも前の段階に設定する方式（以下「オンライン先行方式」という。）
- ② 従来どおり、オンラインによる回答期間と紙の調査票による回答期間を、同時とする方式（以下「オンライン並行方式」という。）

1 次調査の両方式による回答率をみると、オンライン先行方式の回答率は 25.3%、オンライン並行方式の回答率は 6.5%と、オンライン先行方式の回答率はオンライン並行方式の約 4 倍となっており、オンライン回答を更に推進する観点から、平成 27 年本調査においてもオンライン先行方式を採用することが有効であるとの結果が得られた。

表 1次調査における回収方式別の回答の割合等

区分	実数（世帯）					割合（％）				
	合計	調査員	郵送	オンライン	聞き取り調査	合計	調査員	郵送	オンライン	聞き取り調査
先行方式	9,708	1,305	4,246	2,452	1,705	100.0	13.4	43.7	25.3	17.6
並行方式	9,015	2,373	4,559	584	1,499	100.0	26.3	50.6	6.5	16.6

(注) 先行方式：オンライン先行方式
並行方式：オンライン並行方式

(2) オンライン回答の適切な把握

ア 平成27年国勢調査第1次試験調査（調査期日：平成24年7月12日（木））

オンライン回答に当たり、世帯がオンライン調査システムにログインする際に必要となる調査対象者ID（以下「ID」という。）は、市区町村コード及び調査区番号を紐付けすることにより、平成22年本調査の東京都におけるオンライン回答の際にみられた、世帯がオンライン回答したものの、世帯の特定が難しい回答（いわゆる「迷子調査票」）の発生等を解消できるかの検証を行った。

しかし、1次調査では、オンライン回答に当たり、世帯はID及びパスワードのほか、世帯番号を入力する必要があったが、当該世帯番号の入力誤りによる迷子調査票が5.8%、特に多い市町村では16.1%にも上った。

イ 平成27年国勢調査第2次試験調査（調査期日：平成25年6月20日（木）。以下「2次調査」という。）

世帯がオンライン回答に当たり、オンライン調査システムへログインに必要なID及びパスワードに、1次調査では市区町村コード及び調査区番号までの紐付けだったものを2次調査ではさらに世帯番号まで紐付けすることにより、世帯による世帯番号の入力を不要とすることによって、迷子調査票の解消が図られるか検証を行った。

この結果、世帯による世帯番号の入力誤りに伴う迷子調査票の発生は起こり得なくなり、所期の目的は達成された。

(3) スマートフォンなどの携帯情報端末にも対応するオンライン調査システムの構築

1次調査では、スマートフォンからの回答のしくみを構築していないことから、パソコンからの回答がほとんどであったが、推奨していないスマートフォンやタブレット型端末での回答も確認できた。

表 1次調査における使用端末の回答の割合

合計	パソコン	スマートフォン	タブレット型端末	その他
100.0%	96.7%	2.1%	1.1%	0.1%

また、1次調査で実施した世帯アンケートにおいて、「スマートフォンなどの携帯端末の専用画面があれば利用したいですか」との要望を聞いたところ、オ

ンライン回答を行った世帯で 40.8%の世帯から専用画面があれば利用したいとの回答を得たところである。

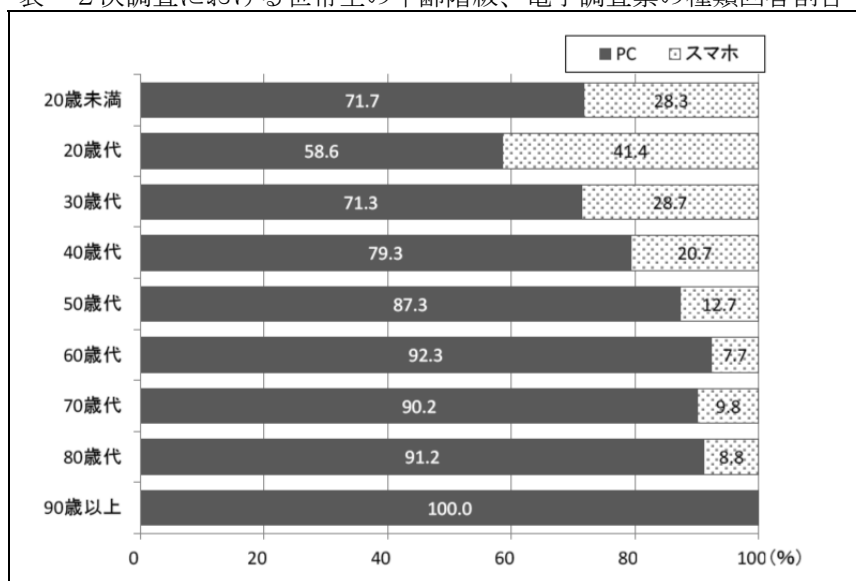
表 1 次調査におけるアンケート回答者の年齢階級別 スマートフォンなどの携帯端末でのオンライン回答を希望する人の割合

		割合	39歳以下	40歳～59歳	60歳以上	無記入・不詳
割合		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	希望する	40.8	57.6	38.1	19.7	39.5
	希望しない	59.2	42.4	61.9	80.3	60.5
実数(アンケート回答数)		2,952	534	1,064	1,320	34

そのため2次調査では、スマートフォンなどの携帯情報端末用の専用画面を構築し、検証を実施したところ、オンライン回答のあった世帯(1,951世帯)のうち、パソコンで79.2%、スマートフォンで20.8%との結果が得られた。

また、スマートフォンでの回答状況を見ると「20歳代」で41.4%、「30歳代」で28.7%、「20歳未満」で28.3%など若年層での割合が高くオンライン調査における携帯情報端末の専用画面を構築したことによる効果が確認できた。

表 2 次調査における世帯主の年齢階級、電子調査票の種類回答割合



(4) オンライン回答等の状況を把握するシステムの構築

オンライン先行方式の実施に当たっては、調査員に対しどの世帯から回答があったかの情報を正確に伝達する仕組みが必要不可欠である。

このことから、オンライン調査システムに、世帯のオンラインによる回答の状況、調査員への正確な伝達や進捗管理等を可能とする「提出状況管理システム」を新たに構築・付加し、2次調査において検証した結果、国、都道府県及び市区町村では、オンラインで回答のあった世帯の状況が、タイムリーに把握することが可能となり、回答状況をプリントアウトし調査員に伝達することにより、調査員事務の円滑な実施が可能となった。

(注) オンライン先行方式で実施するオンライン調査の回答状況を正確に調査員に伝達できないと、オンラインで回答していない世帯に調査票(紙)を配布できないなどの調査漏れが発生する可能性がある。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

イ 調査方法の変更

(ア) オンライン調査の全国展開に係る審査メモで示された確認事項に対する回答②

② 今回のオンライン調査の全国展開は、世界最大規模のオンライン調査ともいわれ、極めて多数の世帯がオンラインにより回答することが想定されており、情報の可用性^(注)の観点を含め、どのような情報セキュリティの検討・対策が行われているのか。

(注) 情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。

平成 27 年国勢調査の実施に当たっては、平成 22 年国勢調査において東京都で試行的に実施したインターネットを活用した調査方法を全国で実施することを予定しており、主な情報セキュリティ対策等は以下のとおり。

1 情報セキュリティ対策

前回、平成 22 年調査における東京都全域でのオンライン調査の実施に当たり、回答データの保護、通信の安全確保、フィッシングサイトやなりすまし対策、システム基盤のセキュリティ確保対策などを実施したところである。

平成 27 年国勢調査では、オンライン調査の拡大を踏まえ、22 年調査でのセキュリティ対策を基に、基盤機器の強化はもちろん、なりすましやDDOS攻撃への対策などの強化も図っていく。

2 システム運用対策

(1) システム運用対策

平成 27 年国勢調査オンラインシステムの基盤整備については、全国規模の世帯からの集中アクセスが予想され、これによるシステムダウンや負荷に対応するために、事前に負荷テスト（サーバ機器に大量アクセスの負荷を掛け機器の性能限界を把握）を実施したうえで、サイジング^(※)及びシステム設計を行い、機器を調達する。また、調達した機器については、再度、負荷テストを実施し、機器の性能を測定し、所要の調整等を行うこととしている。

そのほか、国勢調査専用のサーバ機器や回線を設置することで、他の調査の影響などないよう配慮した機器構成とする。

さらに、調査実施期間中においては、サーバ機器のアクセス状況、応答時間等の測定を 24 時間監視し、異常の早期発見に努めるなど、システム運用の対策を講じることとしている。

※ システムやその構成要素について、必要とされる規模や性能を見極めて用意したり、状況に応じて適切な規模に削減あるいは増強を行うこと。大型コンピュータを複数の小型コンピュータなどで置き換えて運用コストなどの削減を図ることを「ダウンサイジング」、シ

システムの想定負荷から必要なサーバの台数や性能を見積もることを「サーバサイジング」などという。

(2) 政府共同利用システムとの関係

現行の政府共同利用システムについては、経費の効率化などの観点から、国勢調査ほどの大規模な調査については、実施することを想定していない。

そのため、国勢調査のオンライン調査を実施するためには、サーバ機器などを増強して実施するものである。

3 システム基盤の能力

平成 27 年国勢調査オンラインシステムの基盤については、約 50% の世帯が回答を行ったとしてもシステムダウンや動作が遅くなることが無いようサイジングを行うこととしている。

サイジングに当たっては、前回調査やこれまでの試験調査のアクセス実績を分析し、平成 27 年調査の世帯規模、回答率の見込、さらに、本番時の広報効果によるアクセスのみの増加なども視野に入れ、アクセス状況のピークを推計しているところである。

また、基盤機器の構成についても、CDN サービス^(※)の利用などによる負荷分散などで、さらなる安全性の向上や経費の効率化なども検討している。

※ CDN は Content Delivery Network (コンテンツ配信ネットワーク) の略。インターネット上にキャッシュサーバーを分散配置し、エンドユーザーに最も近い経路にあるキャッシュサーバーから画像や動画などの Web コンテンツを、オリジナルの Web サーバに代わって配信する仕組みを意味する。この仕組みを利用した企業向けのサービスを CDN サービスという。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

イ 調査方法の変更

(ウ) 郵送回収方式の市町村長による採否に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

- ① 本変更に係る、国（統計局）、都道府県、市町村及び調査対象それぞれのメリット及びデメリットからの考察を含む検討過程及び結果
- ② 現時点における市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とする取扱いを希望する市町村の状況

【説明】

1 平成 22 年国勢調査における郵送回収の導入等

(1) 郵送回収の導入経緯

平成 17 年国勢調査では、プライバシー意識や個人情報保護意識の高まり、オートロックマンションの増加など居住形態の多様化、単身世帯や夫婦共働き世帯の増加に伴う不在世帯の増加などから、調査員による調査票の配布・回収時における不在、非協力などの問題が、特に都市部において顕在化した（「国勢調査の実施に関する有識者懇談会 報告」（平成 18 年 7 月）より）。

このため、平成 22 年国勢調査では、調査票の提出方法として、調査員に対する提出に加え、郵送による提出方法を導入し、不在がちな世帯など、調査員が調査票の回収に当たって面接困難な世帯からの調査票の回収に一定の成果を挙げることができた（東京都のみにおいてはオンラインによる回答方式も導入）。

表 平成 22 年の本調査における世帯の回答方法 (単位：%)

調査員	郵送	オンライン	持参	その他	合計
32.3	57.4	1.0	0.5	8.8	100.0

注 1：調査員欄は、郵送、オンライン、持参及びその他以外の方法による提出割合。

注 2：郵送欄は、郵便事業(株)からの請求金額に基づき算出。

注 3：オンライン欄は、国勢調査オンライン調査システムを通じて得られた回答受付件数に基づき算出した値。なお、オンラインは東京都のみで実施したものであり、東京都における割合は 8.3%である。

(2) 郵送回収方式の導入による影響

1次調査の実査を担った地方公共団体からの報告によれば、都市部以外の地域においては、必ずしも、前記の平成17年国勢調査における問題が顕在化して、郵送回収が必要となる状況を強いられているわけではないとの意見も聞かれたところ。

(注) 1次調査の実査を担当した都道府県からの報告によれば、調査員による回収・検査方式の方が地域の実情にあっている旨の意見も寄せられている。

そのような状況の中、都市部以外の地域の郵送回収率は、都市部並みになっている。

(注) 調査票の提出に当たり、調査員へ提出が可能であるものの、郵送の利便性により、世帯は郵送による提出(回収)を選択するのではないかと考えられる。

表 平成22年国勢調査における、主な都道府県の世帯からの郵送提出に係る割合の都市部と都市部以外の比較

都道府県	構成比	
	都市部	都市部以外
北海道	67.8	53.9
宮城県	81.1	42.5
埼玉県	85.6	65.9
千葉県	83.2	63.9
東京都	56.6	63.7
神奈川県	75.1	75.2
新潟県	62.8	35.3
静岡県	80.7	48.7
愛知県	85.2	61.4
京都府	59.0	48.8
大阪府	68.9	69.8
兵庫県	73.4	59.9
岡山県	56.7	57.6
広島県	60.9	49.3
福岡県	68.9	48.2
熊本県	63.3	25.4
合計	68.1	60.3

郵送提出は、面接困難世帯からの調査票回収などに効果があり、国勢調査における調査手法の一つとして重要なものとするが、一方で調査員による調査票の検査を経ないことやオンライン回答における自動的な記入漏れ等のチェックも経ないことから、記入漏れ・記入誤りが多くなり、市区町村における調査票審査の作業負担を大きくさせてしまい、結果として不詳の増加にもつながってしまうという影響もある。

(注) 調査票の提出方法が調査員提出のみの場合であれば、個々の調査員により、直ちに、世帯から調査票が提出されたか否かの確認が可能となるのに対し、郵送提出を併用する場合には、世帯から調査票が提出されたか否かの確認をするために、個々の調査員による作業とは別に、整理されていない状態の郵送提出用封筒を並び替える作業、郵送提出用封筒を開封する作業、郵送提出した世帯を特定する作業、郵送提出した世帯を調査員に伝達する作業が必要となるなど、調査実施者側の負担が大きいという影響がある。

このように、都市部以外の地域など、調査票の回収に当たって調査員提出が大きく機能すると想定される地域においては、郵送提出を必ずしも必要としない場合がある。

(注) 調査員提出が大きく機能すると想定される地域

⇒ 都市部以外の地域など、例えば、調査員の調査活動を困難にする方向に働く要因(人口密度、若年単身世帯の割合、共同住宅に居住する世帯の割合など)が小さい地域であって、かつ、調査票を記入する際の調査員による補助が活用される要因(高齢者人口の割合など)が大きい地域。

2 市区町村等の意見の状況

郵送回収については、平成 22 年国勢調査の直後から都道府県・市区町村との意見交換の場などにおいて、以下のような意見が寄せられていたところ。

- 単身世帯や共働き世帯などの面接困難世帯の増加などに伴う円滑な調査の実施のためには、郵送によって調査票を回収する調査手法を引き続き実施することが必要。
 - ・ オートロックマンションやワンルームマンションなど、調査員活動において面接できない世帯が多い地域においては、郵送によって調査票を回収する調査手法を引き続き実施することが必要。
 - ・ プライバシー意識への配慮のためにも、郵送によって調査票を回収する調査手法を引き続き実施することを希望する。
- 記入不備に伴う審査事務の負担増などから郵送回収による調査手法の見直しが必要。
 - ・ 調査員による回収が容易にできる地域によっては、郵送回収による調査手法を導入したことによる、郵送提出用封筒の開封作業の事務負担増や記入漏れ等の審査事務の負担が多くなったため、地域の実情にあった回収方法を検討して欲しい。
 - ・ 調査員による回収・検査方式の方が地域の実情にあっている。
 - ・ 高齢者世帯が急増する中、また、地域の実情に応じた一般世帯の多い地域においては、調査員に回収しに来て欲しいとか、記入の仕方が解らない場合や目の不自由な場合の支援として、調査員によって調査票を回収する調査手法で実施することが必要。

3 郵送回収による調査手法の見直しの検討

(1) 1次調査

1次調査においては、平成 22 年国勢調査と同様にすべての市区町村において、調査員への提出と郵送による提出、併せてオンライン回答を可能として実施した。

郵送提出とオンライン回答は、共に、調査員への提出に難色を示すような世帯や調査員への提出が困難である世帯（調査員との間で調査票提出のための日時の都合を合わせるができない世帯など）が選択しやすい提出方法であることから、これらを利用するような世帯は共通した特性を持っており、オンライン回答率が上昇すれば、上昇の幅と同じ程度に、郵送提出率も低下するものと想定していた。

そこで、1次調査においては、オンライン回答を全ての地域で導入し、かつ、オンライン回答先行方式を採用して、オンライン回答を推進することによる郵送提出の状況についても検証した。

（検証結果）

1次調査では、オンライン回答先行方式は、従来型の調査方式（オンライン並行方式）と比較して、オンライン回答率は 18.8%高くなっており、一方、郵送提出率は 6.9%低くなっている。

表 1次調査の回収方法別の回答の割合

	実数（世帯）					割合（%）				
	合計	調査員	郵送	オンライン	聞き取り調査	合計	調査員	郵送	オンライン	聞き取り調査
先行方式	9,708	1,305	4,246	2,452	1,705	100.0	13.4	43.7	25.3	17.6
							差12.9	差6.9	差18.8	
並行方式	9,015	2,373	4,559	584	1,499	100.0	26.3	50.6	6.5	16.6

(2) 2次調査

2次調査では、次のとおり都市部以外の地域など、調査票の回収に当たって調査員提出が大きく機能すると想定される、比較的規模の小さな一部の市町に限定して、調査票の当初回収期間において郵送提出を行わないこととした場合の影響を実地に検証した。

(注) 2次調査において本検証を実施した市町においても、オンラインによる回答は可能であり、さらに、調査員提出の際にも、封をした封筒に調査票を入れて提出することが可能(任意封入)とし、世帯のプライバシー意識や個人情報保護意識についても、一定の配慮を図った。

(検証結果)

2次調査は、7都府県14市区町で約8,400世帯を対象に実施。

調査方法としては、①調査員、②郵送及び③オンラインを原則としたが、14市区町のうち、石川県中能登町(世帯数:約6,000)及び香川県東かがわ市(世帯数:約13,000)では、①調査員及び③オンラインによる調査方法に限定し調査を実施した。

その結果、調査員回収の割合が中能登町で82.2%、東かがわ市で82.5%と極めて高い割合を示し、また、聞き取り調査の割合についても、1%程度と14市区町の中で最も低い割合であった。

したがって、地域によっては郵送回収を導入しなくても、正確かつ円滑に調査が実施できるものと考えている。

表 調査市区町、回収方法別世帯数及び割合

回答方法									(再掲)	
		総数 【A】	当初回収 1)			フォローアップ回収 (郵送)	聞き取り調査 2)	回収総数 【A+B】	フォローアップ回収後 (郵送) 【B】	
			計	調査員	郵送					オンライン
調査市区町										
(実数)	総数	8,389	6,569	2,486	2,132	1,951	41	1,779	8,767	378
	秋田県 秋田市	697	502	152	190	160	5	190	731	34
	横手市	567	543	275	166	102	0	24	595	28
	東京都 中央区	743	396	55	209	132	3	344	793	50
	足立区	571	410	88	223	99	0	161	609	38
	石川県 白山市	646	563	126	193	244	0	83	670	24
	中能登町	518	513	426	-	87	0	5	522	4
	京都府 京都市	578	351	37	160	154	10	217	617	39
	八幡市	593	481	168	185	128	13	99	608	15
	広島県 広島市	564	385	33	168	184	4	175	585	21
	尾道市	518	443	142	169	132	0	75	532	14
	香川県 高松市	697	486	64	244	178	3	208	764	67
	東かがわ市	509	502	420	-	82	1	6	527	18
大分県 大分市	588	421	124	141	156	0	167	607	19	
佐伯市	600	573	376	84	113	2	25	607	7	
(構成比)	総数	100.0	78.3	29.6	25.4	23.3	0.5	21.2	(100.0)	(4.3)
	秋田県 秋田市	100.0	72.0	21.8	27.3	23.0	0.7	27.3	(100.0)	(4.7)
	横手市	100.0	95.8	48.5	29.3	18.0	0.0	4.2	(100.0)	(4.7)
	東京都 中央区	100.0	53.3	7.4	28.1	17.8	0.4	46.3	(100.0)	(6.3)
	足立区	100.0	71.8	15.4	39.1	17.3	0.0	28.2	(100.0)	(6.2)
	石川県 白山市	100.0	87.2	19.5	29.9	37.8	0.0	12.8	(100.0)	(3.6)
	中能登町	100.0	99.0	82.2	-	16.8	0.0	1.0	(100.0)	(0.8)
	京都府 京都市	100.0	60.7	6.4	27.7	26.6	1.7	37.5	(100.0)	(6.3)
	八幡市	100.0	81.1	28.3	31.2	21.6	2.2	16.7	(100.0)	(2.5)
	広島県 広島市	100.0	68.3	5.9	29.8	32.6	0.7	31.0	(100.0)	(3.6)
	尾道市	100.0	85.5	27.4	32.6	25.5	0.0	14.5	(100.0)	(2.6)
	香川県 高松市	100.0	69.7	9.2	35.0	25.5	0.4	29.8	(100.0)	(8.8)
	東かがわ市	100.0	98.6	82.5	-	16.1	0.2	1.2	(100.0)	(3.4)
大分県 大分市	100.0	71.6	21.1	24.0	26.5	0.0	28.4	(100.0)	(3.1)	
佐伯市	100.0	95.5	62.7	14.0	18.8	0.3	4.2	(100.0)	(1.2)	

1) 石川県中能登町及び香川県東かがわ市については、当初回収において、郵送による回収は実施していない。
 2) 調査票を回収できず、聞き取り調査を行った世帯を指す。

(3) 第3次試験調査

調査票の郵送回収は、後述4のとおり、平成27年国勢調査では、その採否を市区町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能としたいが、第3次試験調査における調査方法は、対象とした市区は世帯との面接が難しいなどのまさに都市部であり、全ての市区において、①調査員、②郵送及び③オンラインによる回収とした。

※ これは以下の理由による。

i 第3次試験調査は、都道府県所在市及び都道府県所在市以外の政令市（東京都の1特別区を含む）において実施を予定した。

これら市区は、平成17年国勢調査において、調査員による調査票の配布・回収時における不在、非協力などの問題が顕在化し、さらに世帯との面接が難しいなどの、まさに都市部であり、郵送による回収方法が必要な市区であること。

また、10調査区の地域特性として、オートロックマンションやワンルームマンションなど比較的、世帯との面接が難しい地域特性の調査区を6調査区選定することとしており、同様に郵送による回収方法が必須と想定した。

さらに、後述4のとおり、平成27年国勢調査では同一市区町村においては同一の調査方法を用いることとしているため、10調査区のうち、オートロックマンション等以外の4調査区についても、郵送による回収方法を認める必要があること。

なお、オートロックマンション等以外の4調査区について、郵送による回収方法を行わないことも考えられたが、そのようにした場合、同一の市区町村内で調査区により回収方法が異なり、平成27年国勢調査とも回収方法が異なってしまう、地方公共団体における平成27年国勢調査の実施事務の準備に資するものとならないこと。

このようなことから、第3次試験調査における調査方法は、全ての市区において、①調査員、②郵送及び③オンラインによる回収によって行うこととした。

ii 2次調査において石川県中能登町、香川県東かがわ市で調査員による回収のみの調査手法を検証した結果、一定の成果の確認がとれていることから、第3次試験調査で再度検証する必要は無いと判断した。

(4) 市町村長の判断により郵送回収を行わないとした場合のメリットとデメリットの比較

<メリット>

(国、都道府県)

- ・ 市町村長による郵送回収方式の採否を選択することにより、その地域の特性等を詳細に把握できる市町村が採否を検討することは、円滑な調査実施の上では、有効的。

(市町村)

- ・ 調査員による回収であると、調査員による簡易な検査が行えることから、市町村における審査事務負担が軽減されるとともに、結果精度が向上。

<デメリット>

(調査員)

- ・ 調査員による回収業務にかかる事務負担が増える。

(報告者)

- ・ 近隣市町村等に常住している報告者と比べ、提出方法が限られることとなり、本調査に対する忌避感の増加。

<デメリットに対する対応>

平成27年国勢調査では、オンライン調査を全国展開することとしており、新たな回答ツールを構築することとしている。そのため、調査員にかかる事務負担を軽減し、更に、調査員への提出方法としては、「調査書類収納封筒」に封をして提出することも可能としていることから、世帯へのプライバシー意識への配慮も考えている。

4 郵送回収方式の市町村長による採否の導入

以上のような状況、検討から、平成 27 年国勢調査における調査方法については、①調査員、②郵送、③オンラインを原則としつつも、②郵送については、実査を担い地域の実情を最も把握している市区町村長が採否を決定^(注) できることとしたい。

(注) 郵送回収の採否の決定については、同一市区町村内で一部地域のみ郵送回収を実施しないといったような、選択とはせずに市区町村ごとに同一の調査方法とする。

ただし、②郵送回収については、前述のように市区町村長が採否を決定することとなるため、世帯は居住する市区町村によって活用できない場合があるが、国で実施する広報のほか市区町村の広報も活用しながら周知徹底を行うとともに、国で設置するコールセンターによる対応の充実を図り、世帯に混乱が生じないように対応を図っていくこととする。

さらに、平成 27 年国勢調査では、郵送回収を実施しないとなった市区町村の世帯においても、調査員に対する調査票の封入提出の活用やオンライン回答により、プライバシーへの対応及び不在がちな世帯の回答機会の確保などの配慮を図るものとする。

また、市区町村における郵送回収の導入の可否の選択にあたり、国として人口規模等による画一的な基準等を示すことは想定しておらず、実査を担う市区町村においては、平成 22 国勢調査の実施状況などを踏まえ、地域の実情に応じて総合的に判断をお願いすることとしている。

一部の自治体からは、郵送提出を行わず調査員での回収を行いたいとの要望があるところであり、今後、詳細については、都道府県を通じて、市町村からの要望を整理することとしている。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

イ 調査方法の変更

(工) 調査員による他計報告調査の併用に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

1 「ト 住宅の建て方」

今回の本調査事項に係る他計報告方式の変更は、オンラインで回答しなかった調査対象世帯のみについて行い、オンラインで回答した調査対象世帯の場合については調査員が調査区要図等の情報から調査員記入欄に記入することが困難であるとして調査対象世帯の自計報告方式のままとすることとしているが、オンライン回答を行う調査対象世帯に対しても他計報告方式とする余地がないかについて確認する必要があると考える。

1 オンライン調査と紙の調査票の記入負担

(1) オンライン調査においては、紙の調査票に比べ世帯に係る記入者負担が軽減されると考えている。紙の調査票の場合、マークを塗りつぶす方法（OCR機で読み込む）を採用している。一方、オンライン調査の場合は、世帯が選択したところをチェックする方法で回答できることから、紙の調査票より記入する負担は軽減されるものと考えられる。

(2) 紙の調査票による自計報告から他計報告にした理由として、紙の調査票を使用して記入する者のできる限り負担軽減を図る目的と、住宅・土地統計調査においても、調査員により他計報告方式を採用し、調査を実施していることから、調査員による把握が容易であると考えられ得る。

また、オンライン調査において、「住宅の建て方」を他計報告方式として、調査員から確認することとした場合、オンライン回答分と調査員把握分の二重のデータ管理が必要となり、市町村での照合事務などが大幅に増えることから、オンライン調査では、他計報告方式を採用しないことと考えている。

2 「タ 世帯の種類」

本調査事項については、「住宅の建て方」同様にオンラインで回答を行う調査対象世帯の場合には、調査員により記載が困難であることなどから、統計局は自計報告方式によることとしているが、オンライン回答を行う調査対象世帯に対しても他計報告方式とする余地はないかについて確認する必要があると考える。

2 オンライン調査で他計報告としない理由

オンライン調査では、紙の調査票に比べ、世帯にとって記入者負担が軽減されると考えている。一方、「世帯の種類」を他計報告方式にした場合、調査員による実施事務の輻輳や市町村での確認事務、国における集計業務への影響があることが想定されるため、オンライン調査では、他計報告方式を採用しないことと考えている。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

1 コールセンターの充実・強化

- (1) 平成22年の本調査時のコールセンターへの照会実績等はどうなっているのか（コールセンターの設置期間中における日及び受付時間別の照会実績等）。
- (2) 平成22年の本調査や2次調査におけるコールセンターの設置、運営等について、うまくいった点、改善すべき点としてどのようなものがあるのか。
- (3) 上記(1)及び(2)などを踏まえ、平成27年の本調査におけるコールセンターの設置、運営等についてどのように取り組んでいくこととしているのか。

<概要>

設置期間 : 平成22年9月11日～10月31日

対応時間 : 8:00～21:00 (9月20日～10月12日は8:00～22:00稼働)

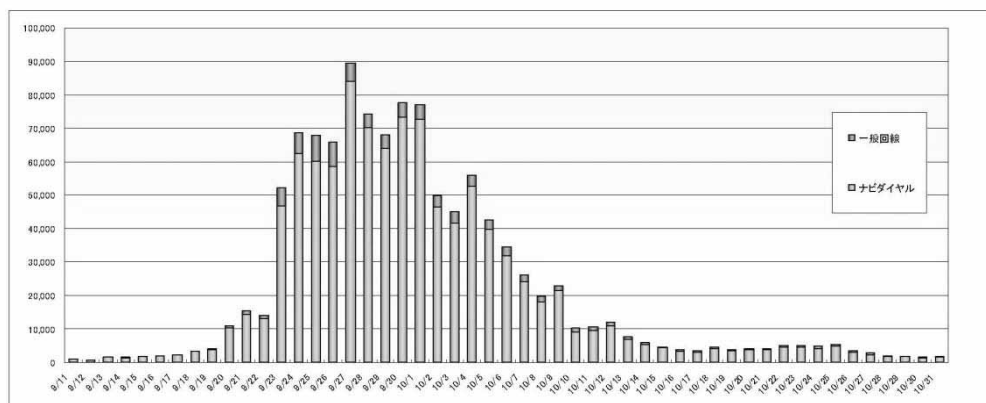
拠点数 : 10拠点

最大座席数 : 1,445席 (延べ席数 : 319,270席)

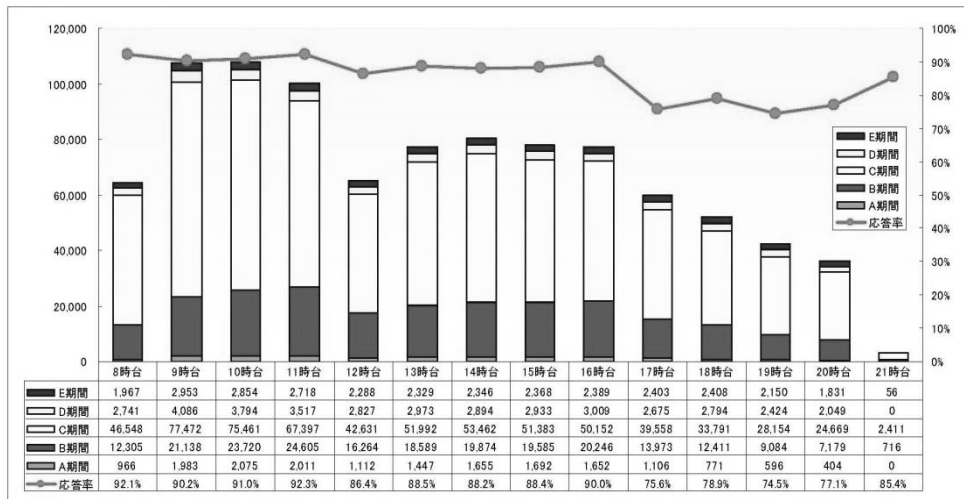
<結果>

総着信件数	総応答件数	平均応答率
1,106,545件	960,306件	86.8%

5 ナビダイヤル・一般回線 総着信件数〔日別〕全期間



6 応答状況〔時間帯別〕



1 平成 22 年国勢調査においては、概ね世帯からの問合せに対し、86%以上の対応ができたことにより、国及び都道府県、市町村への電話照会の件数が減り事務負担への軽減に繋がった。

ただし、一時的に電話対応の率が下がった時間等もありコールセンターの体制強化を図る必要があると考えられる。

2 平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査においては、民間サポート業務として、世帯用のコールセンターと調査員用のコールセンターを設置して検証を実施した。

世帯用のコールセンターは、22 年調査の実績もあることから、対応にも円滑に行うことができた。一方、調査員用のコールセンターは、専門的な知識が必要なことや調査方法での問合せに戸惑ったケースがあったが、調査員用のコールセンターを設けたことによる市町村の事務負担が軽減された。

3 平成 27 年国勢調査においては、3 次試験調査の結果も踏まえ、コールセンターの対応状況を把握し、世帯用のコールセンター及び調査員用のコールセンターの充実を図ることとしている。

① 世帯用のコールセンター

前回調査の状況も踏まえ、また、オンライン調査の導入に伴い、FAQ の充実を図るとともに、調査方法にそったオペレーターの設置を行うこととしている。

※ オペレーターの設置については、オンライン調査（先行方式）の回答時期と調査票を配布する時期に問合せが集中することが想定できることから、その時期にあった席数の設置を考えている。

② 調査員用のコールセンター

調査員からの問合せについては、基本的な調査方法等について対応することとしているが、調査員にオンライン調査で回答のあった世帯の状況を伝達する業務

と、郵送提出で回答のあった世帯の状況を伝達する業務があることから、その状況を調査員から回答状況を聞かれた場合にコールセンターで回答できるようにすることとしている。

※オペレーター-の設置については、調査員が稼働している時期に問合せが集中することが想定できることから、その時期に合った席数の設置を考えている。

※コールセンター業務に係る措置

- ・オペレーター数人に対し、業務責任者（SV）を設置
- ・オペレーター研修の実施及び確認試験の実施
- ・調査書類・用品の提示
- ・業務マニュアルの作成
- ・日次報告及び週次報告の実施（この報告による応対状況が把握可能となる）など

③テクニカルサポート

今回の調査では、オンライン調査を全国展開することから、システムに係る専門的な問合せに対応するため、テクニカルサポートを設置することとしている。

体制については、上記①、②のコールセンターの稼働時間内には、専門的な者を配置するとともにメールによる質問も受け付けることとしている。

基本的には、24時間体制で実施することとしている。

2 郵送提出封筒の受付け事務等の民間事業者への委託

- (1) 2次調査の民間事業者における郵送提出封筒の受付け事務の実施状況等はどうのような結果だったのか（バーコードによる読み取り時間や市町村別等の仕分け及び当該市町村への調査票の郵送等）。
- (2) 2次調査における民間事業者による郵送提出封筒の受付け事務等について、うまくいった点、改善すべき点としてどのようなものがあるのか。
- (3) 上記(1)及び(2)などを踏まえ、郵送提出封筒の受付け事務等の民間事業者への委託についてどのように取り組んでいくこととしているのか。

1 2次調査での郵送提出は、2,132通であり、民間サポートの作業は、2拠点で実施したところである。そのいずれについてもバーコードの読み取りに支障をきたすものはなく、所期の目的は達成された。

また、民間サポート事業者に郵送により提出された調査票については、市区による審査が必要となることから、調査実施市区及び調査区毎に整理し、調査対象市区に発送することとなるが、それについても支障をきたすものはなく、所期の目的は達成された。

2 平成27年調査においては、多くの郵送回答が想定されることから（前回22年調査では約2,300万通）、民間サポートにおける設置箇所の選定や設置数、業務マニュアルの作成等により、実施体制の強化を図る。

また、民間サポートの体制強化を図るための予算要求や円滑な事務が実施できるよう努めているところである。

(3) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

1 公表の期日の早期化、集計体系の再編等

さらなる公表の早期化を図ることができないのか。

【回答】

オンライン調査の全国展開を始め、産業・職業分類同時格付や統計センターにおける集計業務の効率化により、前回と比べ、全体として10か月の早期化(37月 27月)を図る予定だが、現時点ではこれらを超える効率化は想定しがたく、さらなる早期化は厳しいと考える。なお、次回の大規模調査となる平成32年調査においても、今回の平成27年調査同様の公表を考えている。

従前は産業等基本集計として公表されていた53表のうち18表は、世帯構造等基本集計として集計・公表されることから、次表のとおり前回公表時期との比較では5か月遅れでの公表予定となっている。

これらの18表について、結果利用の観点等から、従前の公表期日と比べ5か月遅れることによる支障は生じないのか、また、世帯構造等基本集計自体の公表を就業状態等基本集計と同時期とすることにより、18表の公表時期を前回と同様の時期とできないのか。

【回答】

産業分類・職業分類の同時格付に伴い、業務の効率化を実現させることにより、産業及び職業の集計が同時期に可能となるが、従来の産業等基本集計と職業等基本集計で作成していた全ての結果表の公表を早期化することは、人員の都合上厳しいと考える。

そのため、基本的には従来の産業等基本集計の「就業状態及び産業」に係る結果表と、職業等基本集計の「職業」に係る結果表を併せて「就業状態等基本集計」とし、その他を「世帯構造等基本集計」として再編する予定である。

ただし、産業等基本集計で公表していた世帯に係る結果表のうち、ニーズが高く、照会も多いいわゆる「共働き世帯・専業主婦世帯」、「子育て世帯」、「母子・父子世帯」等の基本数は、就業状態等基本集計で公表することとしており、ニーズ等も踏まえながら体系を見直すことによって、従前に比べ5か月遅れとなる結果表(18表分)は存在するものの、大きな支障はないものとする。

また「世帯構造等基本集計」は、前回の「職業等基本集計」より2か月の公表早期化を図っているところである。

(参考) 5 か月遅れとなる結果表における基本数が「世帯構造等基本集計」の公表前に把握できる結果表

ニーズの高い集計事項	平成 27 年調査 結果表番号
共働き世帯・専業主婦世帯数、子育て世帯数 ^{注)}	【就業状態等基本集計】第 19 表、第 20 表
高齢夫婦世帯数	【人口等基本集計】第 35 表、第 36-1、-2 表
母子世帯数	【就業状態等基本集計】第 20 表
父子世帯数	【就業状態等基本集計】第 20 表
現住居における居住期間別人口	【移動人口集計(男女・年齢)】第 8 表

注) 国勢調査においては、「共働き世帯」、「専業主婦世帯」、「子育て世帯」という集計項目はないが、例えば、これらを以下の定義とした場合、把握できる結果表を挙げている。

共働き世帯 : 「夫が就業者」かつ「妻が就業者」の一般世帯
 専業主婦世帯 : 「夫が就業者」かつ「妻が非就業者」の一般世帯
 子育て世帯 : 「20 歳未満の子供のいる」一般世帯

2 調査事項の追加・削除に伴う所要の変更等

追加予定の集計表に係る個別の追加理由、把握できる情報、想定される利用者ニーズ

【回答】

調査事項の削除に伴い、前回から 39 表削除 する(ほか、表の統合により 1 表削除)一方、利用者の利便性やニーズを踏まえ、15 表を新規に追加する。その他、利便性を考慮し、結果表の作成単位や様式を一部変更する。

なお、新旧の集計区分別結果表数については別紙 1、追加する各結果表から把握できること及び追加理由は別紙 2、結果表のイメージは別紙 3 を参照のこと。

「在学、卒業等教育状況」の削除に伴うもの 15 表、「従業地又は通学地までの利用交通手段」の削除に伴うもの 16 表、「住宅の床面積」の削除に伴うもの 8 表

国勢調査 集計区分別結果表数の増減

平成22年 集計区分		表数	平成27年 集計区分					
			表数	継続	追加	簡易年削除	既存表統合	
速報集計	人口速報集計(要計表による人口集計)	2	人口速報集計(要計表による人口集計)	2	1	1	-1	
	抽出速報集計	32	抽出速報集計	31	30	1	-2	
基本集計	人口等基本集計	65	人口等基本集計	61	61		-4	
	産業等基本集計	61	就業状態等基本集計	52	47	5	-8	
	職業等基本集計	39	世帯構造等基本集計	48	44	4	-3	
追加集計		2	抽出詳細集計	14	14		-4	
抽出詳細集計		21					-3	
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・産業等集計	18	従業地・通学地による人口及び就業状態等集計	17	16	1	-8	
	従業地・通学地による職業等集計	6	従業地・通学地による抽出詳細集計	6	4	2		
	従業地・通学地による抽出詳細集計	4						
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	14	人口移動集計	15	14	1		
	移動人口の産業等集計	8	移動人口の就業状態等集計	8	8		-3	
	移動人口の職業等集計	3						
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	9	人口等基本集計に関する集計	8	8		-1	
	産業等基本集計に関する集計	6	就業状態等基本集計に関する集計	4	4		-2	
	職業等基本集計に関する集計	2	世帯構造等基本集計に関する集計	2	2			
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	2	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	1	1		-1	
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	1	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	1	1			
(合計)		295	(合計)	270	255	15	-36	-4

簡易年の項目削除
(住宅の床面積)により、類似表と統合

追加する結果表

注)既存表を分割したものは、太字の方を追加表の扱いとした。

集計区分 ()内の数字は追加表数	表番号	表題	表章地域	表から把握できること	追加した理由
人口速報集計 (1)	第2表	男女別人口及び人口性比	全国、全国市部・郡部、都道府県、都道府県市部・郡部、市区町村	全市区町村別の男女別人口等(速報値)	全市区町村別の男女別人口(速報値)へのニーズが高いため
抽出速報集計 (1)	第18表	常住地又は従業地・通学地による年齢(5歳階級)、男女別人口(流出人口、流入人口、昼夜間人口比率－特掲)	全国、都道府県、21大都市、人口50万以上の市区	昼間の都市部への人口流入状況、郊外からの人口流出状況	※既存表の分割(第18表を追加表とみなす) 昼夜間人口に係る事項を表章するに当たり、集計対象を整理したため
	第19表	常住地又は従業地による雇用者(3区分)、産業(大分類)、男女別15歳以上就業者数	全国、都道府県、21大都市、人口50万以上の市区		
就業状態等基本集計 (5)	第1-3表	労働力状態(8区分)、男女別15歳以上人口及び労働力率	全国、都道府県、市区町村	市区町村別の就業状態	表側を地域とした表で、地域分析が効率的に行えるようにするため
	第3-2表	従業上の地位(8区分)、男女別15歳以上就業者数	全国、都道府県、市区町村		
	第6-3表	産業(大分類)、男女別15歳以上就業者数	全国、都道府県、市区町村		
	第9-3表	職業(大分類)、男女別15歳以上就業者数	全国、都道府県、市区町村		
	第25表	住居の種類・住宅の建て方(9区分)、世帯主の従業上の地位(2区分)、世帯主の就業・非就業、世帯主の年齢(5歳階級)、世帯主の男女別一般世帯数(65歳以上世帯員のいる世帯、高齢単身世帯、高齢夫世帯－特掲)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市	世帯主の就業・非就業状況別の居住環境	※既存表の分割(第26表を追加表とみなす) 主となる集計事項が複数盛り込まれており、表が複雑だったため
	第26表	住居の種類・住宅の建て方(9区分)、従業上の地位(2区分)、就業・非就業、年齢(5歳階級)、男女別一般世帯員	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市	世帯員の就業・非就業状況別の居住環境	
世帯構造等基本集計 (4)	第7表	世帯主の居住期間(6区分)、世帯主の就業・非就業、世帯主の職業(大分類)、世帯主の従業上の地位(7区分)別一般世帯数及び一般世帯員	全国、都道府県、市区町村	世帯主の就業・非就業状況別の現住居の居住年数	世帯主の産業に関する表に対応するものとして追加
	第15表	母の産業(大分類)、母の年齢(5歳階級)別母が就業している母子世帯数及び母子世帯員	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市	母子世帯の母の就業状態	母の職業に関する表に対応するものとして追加
	第21表	父の産業(大分類)、父の年齢(5歳階級)別父が就業している父子世帯数及び父子世帯員	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市	父子世帯の父の就業状態	母子世帯に関する表に対応するものとして追加
	第22表	父の職業(大分類)、父の年齢(5歳階級)別父が就業している父子世帯数及び父子世帯員	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市	父子世帯の父の就業状態	母子世帯に関する表に対応するものとして追加
従業地・通学地による人口及び就業状態等集計	第1表	常住地又は従業地・通学地による人口、就業者数及び通学者数(流入人口、流出人口、昼夜間人口比率－特掲)	全国、都道府県、市区町村	市区町村別の流入、流出人口及び昼夜間人口比率	従業地・通学地による人口、昼夜間人口比率の地域間比較等のニーズへの
従業地・通学地による抽出詳細集計 (2)	第1-3表	従業地による産業(中分類)、従業上の地位(8区分)、男女別15歳以上就業者数	全国、都道府県	産業別の正規・非正規の別等による雇用状況	従業地ベースで、より詳細な就業状態を把握するため
	第2-3表	従業地による職業(中分類)、従業上の地位(8区分)、男女別15歳以上就業者数	全国、都道府県	職業別の正規・非正規の別等による雇用状況	
移動人口の男女・年齢等集計 (1)	第8表	居住期間、5年前の常住地、男女別人口	全国、都道府県、市区町村	震災の影響と思われる人口の移動状況	東日本大震災後の人口移動の状況を把握するため

【人口速報集計】

第2表 男女別人口及び人口性比—全国, 全国市部・郡部, 都道府県, 都道府県市部・郡部, 市区町村

地 域	総 数	男	女	人口性比
00000 全 国				
00001 市 部				
00002 郡 部				
01000 北 海 道				
01001 市 部				
01002 郡 部				
01100 札 幌 市				
01101 中 央 区				
01102 北 区				
47382 与 那 国 町				

【抽出速報集計】

[従業地・通学地]

第18表 常住地又は従業地・通学地による年齢(5歳階級), 男女別人口(流出口, 流入人口, 昼夜間人口比率—特掲)

—全国, 都道府県, 21大都市, 人口50万以上の市区

男 年齢(5歳階級)	女 年齢(5歳階級)	常住地による人口								従業地・通学地 「不詳」(労働 力状態「不詳」 を含む)											
		総数 〔夜間 人口〕	従業も 通学も してい ない	自宅で 従業	自宅外の 自市区町 村で従 業・通学	他市区町村で従業・通学															
						総数	自市内 他区で 従業・ 通学	県内 他市区 町村で 従業・ 通学	他県で 従業・ 通学		従業・ 通学先 市区町村 「不詳」										
総 15歳 15歳	未 19歳					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">従業地・通学地による人口</th> <th colspan="2">(再掲)</th> <th>(別掲)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">総数 〔昼間 人口〕 1)</th> <th>うち 自市内他 区に常住</th> <th>うち 県内他市 区町村に 常住</th> <th>うち 他県に 常住</th> <th rowspan="2">流出 人口</th> <th rowspan="2">流入 人口</th> <th rowspan="2">昼夜間 人口 比率</th> </tr> </thead> </table>		従業地・通学地による人口			(再掲)		(別掲)	総数 〔昼間 人口〕 1)	うち 自市内他 区に常住	うち 県内他市 区町村に 常住	うち 他県に 常住	流出 人口	流入 人口	昼夜間 人口 比率	
従業地・通学地による人口			(再掲)		(別掲)																
総数 〔昼間 人口〕 1)	うち 自市内他 区に常住	うち 県内他市 区町村に 常住	うち 他県に 常住	流出 人口	流入 人口	昼夜間 人口 比率															
	85歳 不 (再掲) 65歳 75歳	以 上 74歳 以 上																			
(同)	男 上																				
(同)	女 上																				

1) 従業地・通学地「不詳」で, 当地に常住している者を含む。

【就業状態等基本集計】

[労働力状態・産業・職業・従業上の地位]

第1-3表 労働力状態(8区分), 男女別15歳以上人口及び労働力率—全国, 都道府県, 市区町村

地 域	総数											男	女		
	総数	労働力人口						非労働力人口				不詳	労働力率 (%)	(同左)	(同左)
		就業者						総数	家事	通学	その他				
		総数	主に 仕事	家事の ほか 仕事	通学の かたわら 仕事	休業者	完全 失業者								
00000 全 国															
01000 北 海 道															
01100 札 幌 市															
01101 中 央 区															
01102 北 区															
47382 与 那 国 町															

【就業状態等基本集計】

第3-2表 従業上の地位(8区分), 男女別15歳以上就業者数—全国, 都道府県, 市区町村

地 域	総数										男	女	
	総数	雇用者				役員	雇人のある業主	雇人のない業主	家族従業者	家庭内職者	不詳	(同左)	(同左)
		総数	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他								
00000 全 国													
01000 北 海 道													
01100 札 幌 市													
01101 中 央 区													
01102 北 区													
47382 与 那 国 町													

【就業状態等基本集計】

第6-3表 産業(大分類), 男女別15歳以上就業者数—全国, 都道府県, 市区町村

地 域	総数		男	女
	総数	(産 業 大 分 類)	(同左)	(同左)
0000 全 国				
01000 北 海 道				
01100 札 幌 市				
01101 中 央 区				
01102 北 区				
∪				
47382 与 那 国 町				

【就業状態等基本集計】

第9-3表 職業(大分類), 男女別15歳以上就業者数—全国, 都道府県, 市区町村

地 域	総数		男	女
	総数	(職 業 大 分 類)	(同左)	(同左)
0000 全 国				
01000 北 海 道				
01100 札 幌 市				
01101 中 央 区				
01102 北 区				
∫				
47382 与 那 国 町				

【就業状態等基本集計】

[住居の状態・労働力状態]

第26表 住居の種類・住宅の建て方(9区分)、従業上の地位(2区分)、就業・非就業、年齢(5歳階級)、男女別一般世帯人員—全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

男 年 齢 (5 歳 階 級) 就 業 ・ 非 就 業 従 業 上 の 地 位 (2 区 分)	女	うち住宅に住む一般世帯																																																
		総数	総数	一戸建	長屋建	共同住宅																																												
						総数	建物全体の階数					建物全体の階数「不詳」																																						
							1・2階建	3～5	6～10	11～14	15階建以上																																							
総	就 業 者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">うち住宅に住む一般世帯</th> </tr> <tr> <th colspan="6">共同住宅</th> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">住宅の建て方「不詳」</th> </tr> <tr> <th colspan="6">(別掲) 世帯が住んでいる階</th> </tr> <tr> <th>1・2階建</th> <th>3～5</th> <th>6～10</th> <th>11～14</th> <th>15階以上</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									うち住宅に住む一般世帯									共同住宅						その他	住宅の建て方「不詳」	(別掲) 世帯が住んでいる階						1・2階建	3～5	6～10	11～14	15階以上												
うち住宅に住む一般世帯																																																		
共同住宅						その他	住宅の建て方「不詳」																																											
(別掲) 世帯が住んでいる階																																																		
1・2階建	3～5	6～10	11～14	15階以上																																														
就 業 者 雇用者(役員を含む) 自営業主・家族従業者 (家庭内職者を含む) 従業上の地位「不詳」	非 就 業 者 労働力状態「不詳」	* (年齢5歳階級)																																																
15 歳 未 満 (同 上)	15 ～ 19 歳 (同 上)	* (年齢5歳階級)																																																
85 歳 以 上 (同 上)	年 齢 「 不 詳 」 (同 上)	* (再掲)																																																
65 歳 以 上 (同 上)																																																		
男 (* と 同 じ)	女 (* と 同 じ)																																																	

【世帯構造等基本集計】

[居住期間]

第7表 世帯主の居住期間(6区分), 世帯主の就業・非就業, 世帯主の職業(大分類), 世帯主の従業上の地位(7区分)別一般世帯数及び一般世帯人員—全国, 都道府県, 市区町村

世帯主の従業上の地位 (7区分) 世帯主の就業・非就業 世帯主の職業(大分類)	一般世帯数							一般世帯人員
	総数	出生時から	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	不詳
総就業者 (職業大分類) 雇用人 (同上) 正規の職員・従業員 (同上) 労働者派遣事業所の派遣社員 (同上) パート・アルバイト・その他 (同上) 役員 (同上) 雇人のある業主 (同上) 雇人のない業主 (家庭内職者を含む) (同上) 家族従業者 (同上) 従業上の地位「不詳」 (同上)								非就業者 労働力状態「不詳」

【世帯構造等基本集計】

[母子世帯]

第15表 母の産業(大分類), 母の年齢(5歳階級)別母が就業している母子世帯数及び母子世帯人員—全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市

母の年齢(5歳階級)	総数	(産業大分類)
母子世帯 世帯数 15 ~ 19 歳 …… (母の年齢5歳階級) …… 55 歳 以 上 世帯人員 (同上)	} *	
母子世帯(他の世帯員 がいる世帯を含む) (*と同じ)		

【世帯構造等基本集計】

[父子世帯]

第21表 父の産業(大分類), 父の年齢(5歳階級)別父が就業している父子世帯数及び父子世帯人員—全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市

父の年齢(5歳階級)	総数	(産 業 大 分 類)
<p>父 子 世 帯 数</p> <p>世 帯 数</p> <p>15 ~ 19 歳</p> <p>⋮</p> <p>(父の年齢5歳階級)</p> <p>⋮</p> <p>55 歳 以 上</p> <p>世 帯 人 員</p> <p>(同 上)</p> <p>父子世帯(他の世帯員 が いる世帯を含む) (* と 同 じ)</p>	<p>]</p> <p>*</p> <p>]</p>	

【世帯構造等基本集計】

第22表 父の職業(大分類), 父の年齢(5歳階級)別父が就業している父子世帯数及び父子世帯人員—全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市

父の年齢(5歳階級)	総数	(職業大分類)
<p>父子世帯数 15 ~ 19 歳 ⋮ (父の年齢5歳階級) ⋮ 55 歳 以 上 世帯人員 (同上)</p> <p>父子世帯(他の世帯員 がいる世帯を含む) (* と 同 じ)</p>	<p>}] *</p>	

【従業地・通学地による人口・就業状態等集計】

[従業地・通学地による人口]

第1表 常住地又は従業地・通学地による人口、就業者数及び通学者数(流入人口, 流出人口, 昼夜間人口比率－特掲)

－全国, 都道府県, 市区町村

地 域	常住地による人口										従業地・通学地による人口																																		
	総 数 (夜間人口)	従業も 通学も してい ない	自 宅 で 従業	自宅外の 自市区町 村で従業 ・通学	他市区町村で従業・通学					従業地・ 通学地 「不詳」 (労働力 状態「不 詳」を含 む)	総 数 (昼間 人口) 1)	うち 自市内 他区に 常住	うち 県内他 市区町 村に 常住	うち 他県 に 常住																															
					総 数	自 市 内 他 区 区 で 従 業 ・ 通 学	県 内 他 市 区 町 村 区 で 従 業 ・ 通 学	他 県 区 町 村 区 で 従 業 ・ 通 学	従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」																																				
00000 全 国	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">常住地による就業者数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(再掲)</th> <th colspan="2">(別掲)</th> <th colspan="6">他市区町村で従業</th> <th rowspan="2">従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)</th> </tr> <tr> <th>流入人口</th> <th>流出人口</th> <th>昼夜間人口比率</th> <th>総 数</th> <th>自 宅 で 従 業</th> <th>自 宅 外 の 自 市 区 町 村 で 従 業</th> <th>総 数</th> <th>自 市 内 他 区 区 で 従 業</th> <th>県 内 他 市 区 町 村 区 で 従 業</th> <th>他 県 区 町 村 区 で 従 業</th> <th>従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」</th> </tr> </thead> </table>													常住地による就業者数										(再掲)		(別掲)		他市区町村で従業						従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)	流入人口	流出人口	昼夜間人口比率	総 数	自 宅 で 従 業	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 で 従 業	総 数	自 市 内 他 区 区 で 従 業	県 内 他 市 区 町 村 区 で 従 業	他 県 区 町 村 区 で 従 業	従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」
常住地による就業者数																																													
(再掲)		(別掲)		他市区町村で従業						従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)																																			
流入人口	流出人口	昼夜間人口比率	総 数	自 宅 で 従 業	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 で 従 業	総 数	自 市 内 他 区 区 で 従 業	県 内 他 市 区 町 村 区 で 従 業	他 県 区 町 村 区 で 従 業		従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」																																		
01000 北 海 道	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">従業地による就業者数</th> <th colspan="8">常住地による通学者数</th> </tr> <tr> <th colspan="4">他市区町村で通学</th> <th rowspan="2">従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)</th> </tr> <tr> <th>総 数</th> <th>自 市 内 他 区 区 に 常 住</th> <th>自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住</th> <th>自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住</th> <th>総 数</th> <th>自 市 内 他 区 区 で 通 学</th> <th>県 内 他 市 区 町 村 区 で 通 学</th> <th>他 県 区 町 村 区 で 通 学</th> <th>従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」</th> </tr> </thead> </table>													従業地による就業者数				常住地による通学者数								他市区町村で通学				従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)	総 数	自 市 内 他 区 区 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住	総 数	自 市 内 他 区 区 で 通 学	県 内 他 市 区 町 村 区 で 通 学	他 県 区 町 村 区 で 通 学	従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」						
従業地による就業者数				常住地による通学者数																																									
他市区町村で通学				従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)																																									
総 数	自 市 内 他 区 区 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住		総 数	自 市 内 他 区 区 で 通 学	県 内 他 市 区 町 村 区 で 通 学	他 県 区 町 村 区 で 通 学	従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」																																				
01100 札 幌 市 区 区 01101 中 央 区 01102 北 区)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">従業地による就業者数</th> <th colspan="8">常住地による通学者数</th> </tr> <tr> <th colspan="4">他市区町村で通学</th> <th rowspan="2">従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)</th> </tr> <tr> <th>総 数</th> <th>自 市 内 他 区 区 に 常 住</th> <th>自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住</th> <th>自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住</th> <th>総 数</th> <th>自 市 内 他 区 区 で 通 学</th> <th>県 内 他 市 区 町 村 区 で 通 学</th> <th>他 県 区 町 村 区 で 通 学</th> <th>従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」</th> </tr> </thead> </table>													従業地による就業者数				常住地による通学者数								他市区町村で通学				従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)	総 数	自 市 内 他 区 区 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住	総 数	自 市 内 他 区 区 で 通 学	県 内 他 市 区 町 村 区 で 通 学	他 県 区 町 村 区 で 通 学	従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」						
従業地による就業者数				常住地による通学者数																																									
他市区町村で通学				従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)																																									
総 数	自 市 内 他 区 区 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住		総 数	自 市 内 他 区 区 で 通 学	県 内 他 市 区 町 村 区 で 通 学	他 県 区 町 村 区 で 通 学	従 業 ・ 通 学 先 市 区 町 村 「不 詳」																																				
47382 与 那 国 町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">通学地による通学者数</th> </tr> <tr> <th>総 数</th> <th>自 市 内 他 区 区 に 常 住</th> <th>自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住</th> <th>自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住</th> </tr> </thead> </table>													通学地による通学者数				総 数	自 市 内 他 区 区 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住																								
通学地による通学者数																																													
総 数	自 市 内 他 区 区 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住	自 宅 外 の 自 市 区 町 村 に 常 住																																										
	<p>1) 従業地・通学地「不詳」で、当地に常住している者を含む。</p>																																												

【従業地・通学地による抽出詳細集計】

[従業地による産業・職業・従業上の地位]

第1-3表 従業地による産業(中分類), 従業上の地位(8区分), 男女別15歳以上就業者数—全国, 都道府県

男 従業地による従業上の地位(8区分)	女 従業地による従業上の地位(8区分)	総数 (産 業 中 分 類)
総 雇 用 者 正 規 の 職 員 ・ 従 業 員 労 働 者 派 遣 事 業 所 の 派 遣 社 員 パ ー ト ・ ア ル バ イ ト ・ そ の 他 役 員 雇 入 の あ る 業 主 雇 入 の な い 業 主 家 族 従 業 者 家 庭 内 職 者 不 詳		(注) 従業地が「不詳」で、当地に常住している者を含む。
(男 上)		
(女 上)		

【従業地・通学地による抽出詳細集計】

第2-3表 従業地による職業(中分類), 従業上の地位(8区分), 男女別15歳以上就業者数—全国, 都道府県

男 従業地による従業上の地位(8区分)	女 従業地による従業上の地位(8区分)	総数 (職 業 中 分 類)
総 雇 用 者 正 規 の 職 員 ・ 従 業 員 労 働 者 派 遣 事 業 所 の 派 遣 社 員 パ ー ト ・ ア ル バ イ ト ・ そ の 他 役 員 雇 入 の あ る 業 主 雇 入 の な い 業 主 家 族 従 業 者 家 庭 内 職 者 不 詳		(注) 従業地が「不詳」で、当地に常住している者を含む。
(男 上)		
(女 上)		

【移動人口の男女・年齢等集計】

[移動人口の男女・年齢]

第8表 居住期間, 5年前の常住地, 男女別人口—全国, 都道府県, 市区町村

地 域	総 数														男	女	
	総数	出生時から	1 年 未 満							1年以上 5年未満 (同左)	5年 以上 10年 未満	10年 以上 20年 未満	20年 以上	不詳			(同左)
			常住者 ¹⁾	現住所	国内	自市区 町村内	自市内 他区	県内他 市区 町村	他 県								
00000 全 国	○ 総数2), (再掲) 5歳以上人口																
01000 北 海 道																	
01100 札 幌 市 区	1) 5年前の常住地「不詳」で, 当地に現住している者を含む。																
01101 中 央 区	2) 5歳未満については, 出生後にふだん住んでいた場所による。																
01102 北 区																	
47382 与 那 国 町																	

(4) その他 ① 東日本大震災に伴う計画の一部変更に係る審査メモ
で示された確認事項に対する回答

別途定めるとしている調査方法等の内容や当該市町村の概況

被災3県と協議した上で、調査方法を決定することを考えている。

前回答申時の「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」
に対する検討状況等について

○「諮問第18号の答申 国勢調査の変更について」(平成21年9月14日付府統第73号)における「今後の課題」

3. 今後の課題

平成27年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成22年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。

なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入しやすさを向上させる観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。

○ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)(抜粋)

別表 今後5年間に講ずる具体的施策 「第2 公的統計の整備に関する事項」

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働 関連統計の整備 (2) 人口減少社会や ワーク・ライフ・ バランスに対応し た統計の整備	◎ 国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。

【概要】

平成27年国勢調査においては、情報通信技術（ICT）の進展や少子・高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等の観点から、調査方法等について所要の見直しを行うこととしている。

さらに、調査結果について公表するまでの期間を前回調査における3年1か月（最終公表：平成25年10月）から2年3か月（同予定：平成29年12月）に短縮することとしている。

【説明】

1 調査方法の見直し

ア ICTの進展を踏まえたオンライン調査の推進

回答の選択肢を増やすことによって世帯の利便性を高めるとともに、記入状況の改善を図るため、オンライン調査を全国展開することとしている。また、オンライン回答を推進するため、調査票の配布に先行して、インターネットの回答期間を設定する方式で調査を実施するとともに、スマートフォンにも対応したシステムを構築することとしている。

イ 調査員による記入の支援等を円滑に実施するため、任意封入方式による調査票の収集

高齢世帯の増加に伴って記入支援が必要な世帯も増えていることから、調査員による記入の支援や確認などを円滑に実施するとともに、記入漏れや記入誤りなどの記入不備を改善するため、調査票の調査員への提出は任意封入方式とすることとしている。

また、インターネット調査、郵送提出、任意ではあるが封入による提出も可能とすることによって、プライバシー意識への配慮もおこなうこととしている。

ウ 郵送による調査票の回収は、市区町村ごとの選択制

単身世帯や共働き世帯などの面接が困難な世帯の増加等に対応するために、郵送回収を必要とする市区町村が多い一方、記入不備に伴う審査事務の負担増などを理由に、郵送回収の見直しを求める市区町村もあることから、調査票の郵送回収については、市区町村の実情に応じ、導入の可否を選択することとしている。

エ 集合住宅や社会福祉施設等における調査員業務の管理会社・運営法人等への委託

大規模な集合住宅や社会福祉施設等における調査員業務について、規定を整備し、必要に応じて、管理会社や運営法人等への業務委託を可能とする仕組みを導入することとしている。

2 調査事項・集計体系

ア 従来大規模調査年のみの調査事項である「現在の場所に住んでいる期間」と「5年前にはどこに住んでいましたか」を追加し、東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握することとしている。一方、簡易調査年における記入者負担の軽減を図るため、「住宅の床面積」を調査事項から削除することとしている。

イ 産業分類、職業分類の格付けに係る集計事務を見直すとともに、集計体系を再編し、全ての集計結果を公表するまでの期間を前回調査における3年1か月（最終公表：平成25年10月）から2年3か月（同予定：平成29年12月）に短縮することとしている。

また、調査結果は、少子高齢化の展望に伴う高齢者人口や労働力状態の正規・非正規職員の別等による雇用状況の把握、増加している単身世帯、外国人の状況の把握、東日本大震災の影響の把握など社会経済の変化に対応した統計の充実を図ることとしている。

3 調査票の様式【記入のしやすさを向上させる観点からの「4名連記」から「3名連記」への変更の可否】

第2次試験調査において、調査票様式の「4名連記（甲）」と「3名連記（乙）」の検証を実施したところ（アンケート）、「4名連記（甲）」の方が記入しやすかったとした回答の割合が58.0%であったのに対し、「3名連記（乙）」の方が記入しやすかったとした回答の割合（65.6%）の方が高くなっている。しかし、「記入しにくかった」という回答の割合は、「4名連記（甲）」（14.5%）、「3名連記（乙）」（13.3%）ともに大きな差はなかった。

このような中、2次試験調査を担った調査員からは、次のような意見も寄せられた。

- ・ 3人連記の調査票乙を配布したが、4人連記の調査票甲と比較しても文字や全体の見やすさの点で大きく変わらない。また、地方公共団体からも「3名連記（乙）」を配布する場合、4人世帯には2枚目の配布が必要となるため、本調査では調査票の不足連絡、受付整理事務及び審査事務が煩雑になり、調査員の事務負担にもなるとの意見が多く寄せられたところである。

平成22年の結果では、4名以上世帯の割合が22.2%、5名以上世帯の割合は7.8%となっている。したがって、「4名連記」の調査票から「3名連記」の調査票に変更した場合、2枚目の調査票を配布する割合が、3倍程度増えることになることから、地方公共団体の見も踏まえ「3名連記」への調査票に変更は行わないこととしている。

このように、平成 27 年国勢調査では調査票の「3名連記」への変更は行わないものの、調査票の記入のしやすさの観点から、調査票を A4 (297.0×210.0) から A4 変形 (297.0×215.0) を採用、できる限り、横幅を広くし文字の間隔を広げることで、調査票の文字の見やすさや文字の大きさを変更することとしている。

また、幼児から高齢者まで幅広い層が判読できる文字（ユニバーサルデザインフォント※）を調査票で採用するなどの工夫を行っているところ。

調査票の設計においては、世帯についての調査項目を先頭に設定し、世帯員全員についての調査項目に流れていくように世帯から記入しやすい調査票としている。

※『UD Font（Universal Design Font：ユニバーサルデザインフォント）：

生活の中で文字による情報をより正確に伝える事を目的として、幼児から高齢者まで幅広い層が明確に判読できるよう、「視認性（わかりやすい）」「判読性（読み間違えない）」「可読性（読みやすい）」等の観点から開発された文字。』